

第 6 期

羽幌町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月
羽幌町

目 次

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 他計画との関係	
5 計画策定の体制	
第2章 介護保険制度改正の主な内容・・・・・・・・	3～4
1 地域包括ケアシステムの構築	
2 費用負担の公平化	
第3章 高齢者の将来推計・・・・・・・・	5～6
1 人口の将来推計	
2 要介護認定者数の見込	
第4章 高齢者福祉施策の現状と今後について	
1 介護保険サービスの充実強化・・・・・・・・	7～20
2 地域支援事業の推進・・・・・・・・	21～24
3 多様な生活支援サービスの確保や権利擁護・・・・・・・・	25～28
4 住まいの環境整備、医療との連携・・・・・・・・	28
第5章 高齢者施策の将来ビジョン	
1 基本理念・・・・・・・・	29
2 目標を達成するための基本方針・・・・・・・・	30
3 基本方針を達成するための展開・・・・・・・・	30～36
4 日常生活圏域の設定・・・・・・・・	37
第6章 介護保険事業の推進	
1 介護保険サービスと見込み・・・・・・・・	38～45
2 介護保険料の算定・・・・・・・・	46～47
第7章 計画推進のために	
1 適切な事業運営・・・・・・・・	48
2 計画の推進方策・・・・・・・・	48～49
3 計画の進行管理・・・・・・・・	49
《資料》計画策定の経過等・・・・・・・・	50

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「計画」という）は、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険事業の総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めるものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、現第5期計画を見直し、第6期計画を新たに策定するものです。

3 計画期間

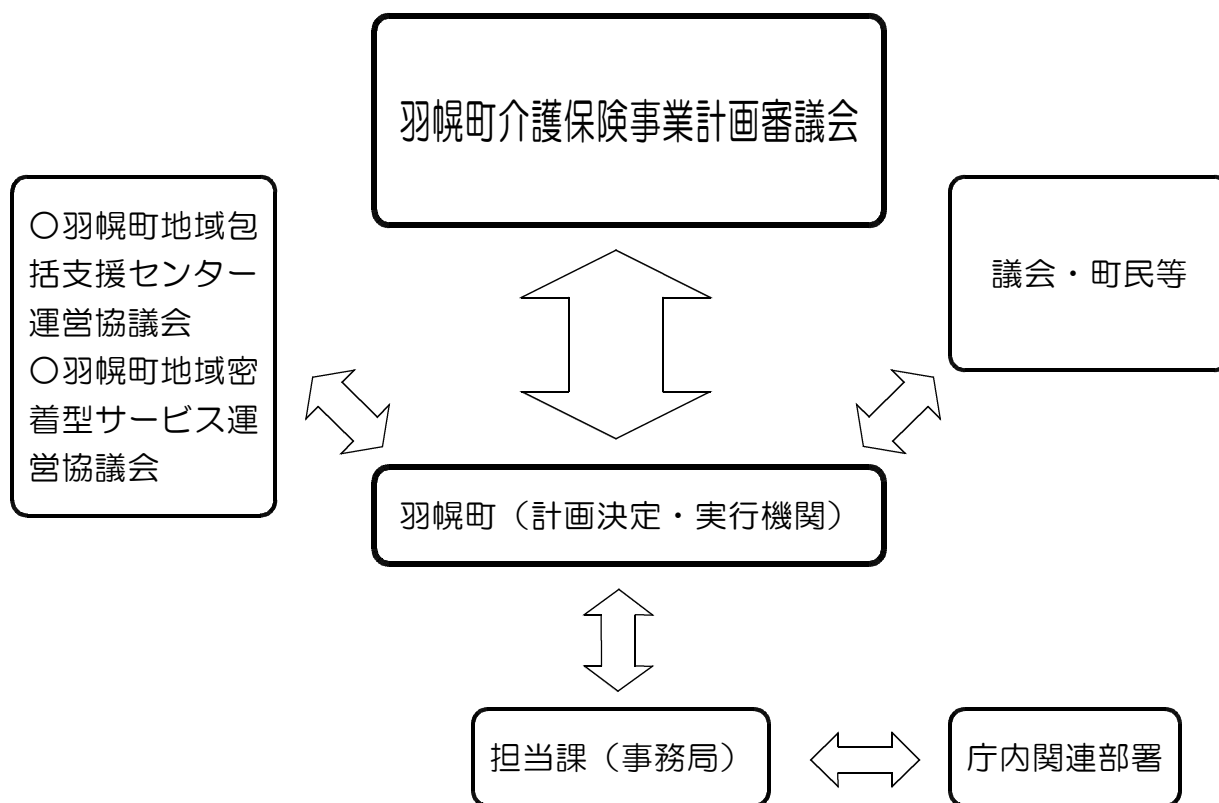
第6期計画は平成27年度から29年度までの3年間を計画期間とし、羽幌町では、75歳以上の後期高齢者人口のピークを迎える平成37年を見据え、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進める「第6期羽幌町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として策定します。

4 他計画との関係

本計画は、第6次羽幌町総合振興計画の基本目標である「誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち」を目標とし、その他関連計画と整合を図りながら高齢者の福祉及び介護保険事業に関する本町の取組をまとめたものです。

5 計画策定の体制

羽幌町は、羽幌町介護保険事業計画審議会の意見を踏まえ、計画を決定する。計画策定及び事業実施にあたっては、議会、町民等の意見を聴くものとする。



第2章 介護保険制度改正の主な内容

介護保険制度は「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2つの視点から改正が行われ、平成27年度以降順次施行されます。

1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防の充実を次のとおり図ることとされています。

(1) サービスの充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図ります。

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 地域ケア会議の推進
- 生活支援サービスの充実・強化

(2) サービスの効率化

- 新しい介護予防・日常生活総合事業

全国一律の介護予防給付（要支援認定者への訪問介護・通所介護サービス）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様な担い手による多様なサービスが提供されるように行います。

- 特別養護老人ホームの重点化

特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上に限定します。（現在入所中の方は除く。）

2 費用負担の公平化

低所得者のかたの保険料軽減が拡充されるとともに、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のあるかたの利用者負担が見直されます。

(1) 第1号保険料の多段階化

第6期介護保険料については、現在の標準段階6段階を9段階に見直すこととされ、課税層の保険料率が見直されます。

(2) 低所得者の保険料軽減を拡充

住民税非課税世帯に属するかたについて、従来の公費負担（国25%、道12.5%、町12.5%）とは別枠で公費を投入し、保険料の負担軽減を図ります。（平成29年度までの3年間で段階的に実施される見込みです。）

(3) 費用負担等に関する見直し

- 一定の所得のある利用者の自己負担について、合計所得金額が一定以上の場合、自己負担割合を、原則1割から2割に引き上げられます。
- 高額介護サービス費の月額上限や支給要件が見直されます。
- 「特定入所者介護（補足給付）」の要件に資産等を勘案
住民税非課税世帯に属するかたを対象とした、施設利用者の食費・居住費の負担軽減制度である「補足給付」について、以下の要件が加わります。
 - ・世帯分離をしている配偶者が住民税課税の場合は対象外となります。
 - ・一定額を超える預貯金等がある場合は対象外となります。

第3章 高齢者の将来推計

1 人口の将来推計

羽幌町の高齢者人口は、平成26年には2,902人、後期高齢者では1,618人となっています。特に「団塊の世代」が65歳以上となる第6期中は、前後の計画期間と比較して高齢者人口の増加割合も若干増えるものと見込んでおり、29年には3,002人、後期高齢者で1,715人、その後も高齢化は進行し、後期高齢者人口のピークと見込んでいる37年には1,848人に達するものと見込まれます。

(単位：人)

高齢者人口	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H37
第1号被保険者	2,880	2,890	2,902	2,998	3,002	3,002	2,831
65～69歳	652	655	645	696	676	656	423
70～74歳	639	626	639	615	623	631	560
75～79歳	593	609	609	588	584	578	606
80～84歳	496	499	503	509	508	506	489
85～89歳	327	318	312	369	374	378	397
90歳以上	173	183	194	221	237	253	356
前期高齢者期計(再掲)	1,291	1,281	1,284	1,311	1,299	1,287	983
後高齢者期計(再掲)	1,589	1,609	1,618	1,687	1,703	1,715	1,848

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート
 (国立社会保障・人口問題研究所の推計値を元に算出)
 ※ワークシートについては、端数処理のため合計が合わないことがあります。以降同様です

保険料徴収が始まる40歳以上の現役世代人口について、平成26年では高齢者と現役世代では同程度の人口でしたが、37年に向かって現役世代の減少率が大きく、その人口差が大きく開くものと見込んでいます。

(単位：人)

第2号被保険者	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H37
40～64歳人口	2,552	2,636	2,462	2,367	2,301	2,235	1,812

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート
 (国立社会保障・人口問題研究所の推計値を元に算出)

2 要介護認定者数の見込

現在、国では「団塊の世代」の高齢化に注視し政策を設計していますが、羽幌町では、その隆盛のあゆみとともに昭和初期より出生増加が起こっており、その頃の出生者が75歳に到達された平成12年頃（介護保険制度発足当初）より75歳以上の後期高齢者人口が、一気に増加傾向に転じていました。これはピークとなる平成37年まで続く見込で、この傾向から、高齢化率の上昇率よりも要介護認定者数の上昇率の伸びが上回るものと見込まれます。

※後期高齢者人口（国勢調査より）

平成 2年	842人
平成 7年	909人（67人増）
平成12年	1,077人（168人増）
平成17年	1,334人（257人増）
平成22年	1,545人（211人増）

※平成17年の75歳以上後期高齢世代が10年後の27年には85歳以上の超高齢世代へと突入します。

（単位：人）

要介護認定者数		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H37
要介護度別	要支援1	133	144	158	180	199	218	257
	要支援2	69	81	72	89	103	123	136
	要介護1	121	136	140	169	196	225	277
	要介護2	85	81	89	92	90	90	113
	要介護3	43	45	43	53	60	69	77
	要介護4	69	61	63	61	59	61	68
	要介護5	56	57	58	65	75	90	111
総	数	576	605	623	709	782	875	1,039

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

第4章 高齢者福祉施策の現状と今後について

1 介護保険サービスの充実強化

(1) 居宅サービス

①訪問介護

要介護者の自立と介護者の介護の負担を軽減するために、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、食事や排せつ、入浴の介助などの身体介護や掃除、洗濯、食事の準備や調理、買い物などの生活援助を行うサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	55,845,107	56,058,396	65,959,317
事業量（回）	19,020	18,848	18,586
人数（人）	856	916	972

【課題と今後の方針】

事業としてはよく機能していますが、今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

②訪問入浴介護

自宅での入浴が困難な要介護者や通所サービスでの入浴が困難な場合、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	0	0	0
事業量（回）	0	0	0
人数（人）	0	0	0

【課題と今後の方針】

現状、地域に提供事業者がありません。

類似のサービスが社会福祉協議会より「特殊入浴サービス」として用意されていますが、利用実績は極少数で、新たな事業者参入は難しい状況です。また通所介護によりニーズは充足していると捉えています。

③訪問看護

訪問看護ステーションなどの看護師が居宅を訪問し、主治医との密接な連携と訪問看護計画に基づき、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、できるだけ居宅で能力に応じ、自立した日常生活を営めるように療養生活を支援し、心身機能の維持・回復を目指すサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	14,219,572	16,267,931	14,369,775
事業量（回）	1,859	2,295	2,179
人数（人）	335	369	421

【課題と今後の方針】

超高齢世代の増加により、これまで以上に必要度が高くなると思われます。

現状は事業所の数が少なく、人材も不足しています。今後のサービス供給力確保に向けて検討が必要です。

④居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な要介護者の家庭を訪問し、療養上の管理や介護者に対して指導を行うサービスです

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	469,674	700,794	677,003
人数（人）	63	88	98

【課題と今後の方針】

超高齢世代の増加により、これまで以上に必要度が高くなると思われます。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑤通所介護

利用者を自宅から日帰りでデイサービスセンターなどへ送迎し、食事や入浴のサービスの他、日常生活動作の機能訓練等を行うサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	55,949,436	60,026,198	65,383,988
事業量（回）	8,593	9,243	10,427
人数（人）	1,222	1,332	1,439

【課題と今後の方針】

要支援者の「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行に伴う、通所介護事業への影響は不透明です。今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑥通所リハビリテーション

主治医の判断に基づき、利用者を自宅から介護老人保健施設や医療機関などへ送迎し、理学療法士や作業療法士による心身の機能の維持・回復や日常生活の自立支援を促す機能訓練を行うサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	642,396	213,683	0
事業量（回）	72	33	0
人数（人）	10	5	0

【課題と今後の方針】

潜在的ニーズは高いと見込まれますが、施設や人材確保が大きな課題となっており、町内での提供は困難な状況です。通所介護等の他のサービスを組み合わせ、利用者の心身の機能維持に努めます。

⑦短期入所生活介護

要介護者が介護老人福祉施設などに宿泊し、食事や入浴、排せつなどの介護の他、心身機能の維持・回復を図るための機能訓練を受けるサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	19,958,112	20,413,716	30,858,807
事業量（日）	2,675	2,769	3,695
人数（人）	293	257	363

【課題と今後の方針】

事業としてはよく機能していますが、今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑧短期入所療養介護

要介護者が介護老人保健施設などに宿泊し、看護・医療の管理のもとで食事や入浴、排せつなどの介護の他、心身機能の維持・回復を図るための機能訓練を受けるサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	636,957	132,264	0
事業量（日）	75	28	0
人数（人）	9	1	0

【課題と今後の方針】

町内での提供は困難な状況です。短期入所生活介護等の他のサービスを組み合わせ、利用者の心身の機能維持に努めます。

⑨福祉用具貸与

在宅での自立生活を支援するため、機能の低下した要介護者に対して、特殊寝台や車いすなどの日常生活用具の貸与を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	8,820,333	10,329,228	11,357,390
人数（人）	652	800	879

【課題と今後の方針】

在宅での生活を継続するための環境整備を行う、もっともニーズが高いサービスの一つとしてよく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑩福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない腰掛便座や入浴用の椅子などの購入費に対して補助するサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	781,618	792,690	875,817
人数（人）	27	22	26

【課題と今後の方針】

在宅での生活を継続するための環境整備を行う、もっともニーズが高いサービスの一つとしてよく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑪住宅改修

要介護認定を受けた利用者が居宅で生活するために、手すりや段差の解消、その他厚生労働大臣が定める介護に必要な住宅改修の際にかかった費用を補助するサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	1,955,317	1,232,601	2,754,786
人数（人）	18	14	18

【課題と今後の方針】

事業としてはよく機能していますが、今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑫特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウス等に入所している要介護者に対し、食事や入浴、排せつなどの介護や機能訓練を行うサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	22,194,302	23,884,449	28,458,467
人数（人）	153	147	156

【課題と今後の方針】

現状、よく機能していますが、今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑬居宅介護支援

要介護認定を受けた利用者が、介護サービスを円滑に、効果的に利用することができるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護にあたる家族を含めた要介護者本人の心身の状況や置かれた環境、介護に対する意向をくみ取り、利用するサービスの種類や内容を示す介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスを利用するためにサービス事業者との連絡・調整を行うサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	20,590,079	21,407,770	23,225,954
人数（人）	1,688	1,817	1,926

【課題と今後の方針】

制度改正等の複雑さから、サービスが事業者によって異なるといった問題があります。

今後は、教育や指導などサポート体制等の整備を図り、ケアマネジメント能力およびスキル向上に努めます。同時に制度改正に即した対応も進めます。

（2）介護予防サービス

①介護予防訪問介護

要支援者の自立と介護者の介護負担を軽減するため、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、利用者が自力ではできない困難な行為について、同居家族の支援などが受けられない場合に、食事や排せつ、入浴の介助の他、洗濯、食事の準備や調理、買い物などの生活援助、生活等に関する相談と助言などを行うサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	12,065,416	11,498,962	12,518,691
事業量（人）	638	583	645

【課題と今後の方針】

今後は「介護予防・日常生活支援総合事業」へ制度移行が予定されており、平成29年4月の実施へ向けて準備を進めます。

②介護予防訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	79,879	0	0
事業量（回）	10	0	0
人数（人）	2	0	0

【課題と今後の方針】

現状、地域に提供事業者がありません。

類似のサービスが社会福祉協議会より「特殊入浴サービス」として用意されていますが、利用実績は極少数で、新たな事業者参入は難しい状況です。また通所介護によりニーズは充足していると捉えています。

③介護予防訪問看護

要支援者に対して、主治医の判断に基づき、訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が家庭を訪問し、病状を観察したり床ずれの手当てをしたり、療養上のお世話と診察の補助を行うサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	2,543,976	1,825,408	1,686,988
事業量（回）	346	279	254
人数（人）	94	77	62

【課題と今後の方針】

現状、よく機能していますが、事業所の数が少なく、人材も不足しています。今後のサービス供給力確保に向けて検討が必要です。

④介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要支援者に対して、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や介護者に対して指導を行うサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	0	44,946	16,056
事業量（人）	0	6	2

【課題と今後の方針】

利用は少数ですが、事業としてよく機能しています。今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑤介護予防通所介護

要支援者に対して、利用者を自宅から日帰りでデイサービスセンターなどへ送迎し、食事や入浴のサービスの他、日常生活動作の機能訓練等を行うサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	28,341,185	25,865,005	24,500,241
事業量（人）	995	874	860

【課題と今後の方針】

今後は「介護予防・日常生活支援総合事業」へ制度移行が予定されており、平成29年4月の実施へ向けて準備を進めます。

⑥介護予防短期入所生活介護

要支援者が介護老人福祉施設などに宿泊し、食事や入浴、排せつなどの介護の他、心身機能の維持・回復を図るための機能訓練を受けるサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	1,681,380	1,358,550	1,070,113
事業量（回）	333	305	237
人数（人）	56	45	34

【課題と今後の方針】

よく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑦介護予防福祉用具貸与

在宅での自立生活を支援するため、機能の低下した要支援者に対して、手すりやスロープなどの日常生活用具の貸与を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	1,019,025	891,675	1,464,321
事業量（人）	213	206	394

【課題と今後の方針】

現状は、うまく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑧介護予防福祉用具販売

基本的に福祉用具はレンタルにより利用することになりますが、例外として、直接、肌にふれて使用する腰掛便座や入浴補助用具などの「特定福祉用具」は介護保険で購入することができます。

特定介護予防福祉用具販売はその購入費を補助するサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	410,418	399,780	1,093,815
人数（人）	16	17	24

【課題と今後の方針】

現状は、よく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑨介護予防住宅改修

要支援認定を受けた利用者が居宅で生活するために、手すりや段差の解消、その他厚生労働大臣が定める介護に必要な住宅改修の際にかかった費用を補助するサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	1,110,985	1,129,207	1,381,236
人数（人）	17	16	21

【課題と今後の方針】

現状は、よく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑩介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入所している要支援者に対して、介護予防特定施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練等を行うことで、利用者が能力に応じた自立した生活をできるように、利用者の心身機能の維持・回復を図り、生活機能の維持向上を目指すサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	0	362,926	532,768
事業量（人）	0	6	18

【課題と今後の方針】

現状は、うまく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑪介護予防支援

要支援認定を受けた方が、介護サービスを円滑に、効果的に利用することができるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護にあたる家族を含めた要支援者本人の心身の状況や置かれた環境、介護に対する意向をくみ取り、利用するサービスの種類や内容を示す介護予防サービス計画を作成し、サービスを利用するためにサービス事業者との連絡・調整を行うサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	5,898,160	5,251,680	5,766,171
事業量（人）	1,383	1,238	1,350

【課題と今後の方針】

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行に伴い、生活支援コーディネーターとの関係等の整備が求められています。同時に、制度改正に即した対応を進めます。

（3）地域密着型サービス

①認知症対応型共同生活介護

認知症である要介護認定者が、共同生活を営む住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受け、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスです。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	58,464,297	63,374,085	69,164,773
事業量（人）	245	265	285

【課題と今後の方針】

管内をみても空き室が無い状況であり、第6期中の整備を目指します。

②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	0	9,252	0
事業量（人）	0	2	0

【課題と今後の方針】

管内をみても殆ど対応施設はありませんが、ニーズも低いと見込んでおり、整備の予定はありません。

（4）施設サービス

①介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上のお世話をする施設です。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	291,438,554	297,242,177	312,658,894
事業量（人）	1,263	1,285	1,329

【課題と今後の方針】

現状は、うまく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

②介護老人保健施設

病状が安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者に、看護や医学的管理下における介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上のお世話をし、家庭への復帰を目指すことを目的とした施設です。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	16,294,008	19,056,048	28,233,252
事業量（人）	67	78	112

【課題と今後の方針】

現状は、うまく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

③介護療養型医療施設

病状が安定している長期療養患者で、医学的な管理が必要な要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下における機能訓練などの必要な医療、日常生活上のお世話をしする施設です。

■利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
給付費（円）	20,828,862	19,329,327	18,908,577
事業量（人）	55	49	45

【課題と今後の方針】

介護療養型医施設については、平成29年度末までに廃止されることになっているものの、需要は大きく、今後どうするべきかが大きな課題です。制度改正に即した対応を進めながら、検討していきます。

2 地域支援事業の推進

(1) 介護予防事業

①二次予防事業

○二次予防高齢者把握事業（生活機能評価事業）

高齢者の生活機能に関する実態把握を行い、要支援・要介護状態になるおそれのある方（二次予防高齢者）を選定します。

【二次予防高齢者把握事業の実施状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
二次予防高齢者数	248	353	396

【課題と今後の方針】

「健康自立度調査（郵送アンケート）」により、65歳以上の方の生活状況を把握し、介護予防教室等の対象者を選定してきましたが、今後は、より効率的な把握方法として、総合相談に加え、保健事業や民生委員等からや、介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査より情報が得られるよう各方面と連携を図っていきます。

○二次予防通所型介護予防事業

ストレッチ、有酸素運動や高齢者向けの器具などを用いた運動などを実施し、筋力や運動機能の低下予防・向上を図ります。

また、閉じこもりを予防し、日頃の生活習慣や生活環境の改善を図れるよう指導します。

【通所型介護予防事業の実施状況】

	平成24年度		平成25年度		平成26年度（見込）	
	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数
介護予防事業	165	461	170	422	172	333

【課題と今後の方針】

直営事業にて事業効果を検証したところ、運動・生活機能の向上が見られ、一定の予防効果が期待できる結果となりました。カリキュラム終了後の自主活動に対するフォローも介護予防普及啓発事業「出前講座」として行っており、今後も継続します。

しかし、参加人数の実績は減少しており、対象者の枠を拡大するなど、より多くの対象者に参加してもらえる方法を検討します。

②一次予防事業

○介護予防普及啓発事業

運動機能向上や栄養改善などの健康教育、健康相談等の取組を通じて、介護予防に関する知識の普及・啓発や、地域の自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

【介護予防普及啓発事業】

	平成24年度		平成25年度		平成26年度（見込）	
	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数
出前講座	39	480	58	688	69	826
介護予防講座	2	82	2	71	—	—

【課題と今後の方針】

介護予防を目的とし、自主グループ活動や老人クラブ等への出前講座を実施しています、回数や利用者も増加してきており、今後も周知を図り拡大していきます。

介護予防講座については、「地域に根ざした介護予防」をテーマに平成22年度より取り組んできましたが、平成26年度より「介護予防サポーター養成講座」に事業を移行して実施しています。

○地域予防活動支援事業

地域での介護予防に関するボランティア等の人材を育成します。

また、身近な地域を基盤とした介護予防に資する地域活動組織の育成・支援を行います。

【地域予防活動支援事業の実施状況】

	平成24年度		平成25年度		平成26年度（見込）	
	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数
認知症サポーター	2	56	1	9	2	13
介護予防サポーター	—	—	—	—	5	54

【課題と今後の方針】

認知症に対する理解を広めるため「認知症サポーター養成講座」を実施しています。しかし、受講者が少なく、今後は町内会や職場等での受講を呼びかけるなど、認知症の方や家族に対し、見守りや支援ができる地域づくりを目指し、事業の普及を図ります。

(2) 包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント事業

「二次予防高齢者把握事業」により選定した方に対し、アセスメント、ケアプランの作成、事業の実施、評価までの介護予防に関するケアマネジメントを行います。

【介護予防ケアマネジメント事業の実施状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
実人数	—	—	—

【課題と今後の方針】

現在は実施していませんが、介護予防事業の参加者について、「体力測定」「家事能力遂行調査」等を行ったうえで目標を設定し、事業終了後に自己評価をしていただいています。

平成29年4月より実施予定の介護予防・日常生活支援総合事業では、利用者自らが介護予防や社会参加の目標を設定し、評価できるよう共にケアプランを作成していきます。

②総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における様々な関係者のネットワーク化を推進し、地域の高齢者の実態把握に努めるとともに、総合的な相談・支援事業を実施します。

【総合相談支援事業の実施状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
総合相談（人）	810	1,275	1,040

【課題と今後の方針】

近年は医療機関等を通じた相談も増加しており、これらの関係を強化するなど、総合的な相談機能の充実を図ります。

③権利擁護事業

実態把握及び総合相談の課程において、権利擁護の支援が必要な場合は、成年後見制度などの活用に向けた情報提供及び支援を行います。

【権利擁護事業の実施状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
実人数	0	1	0

【課題と今後の方針】

平成26年度には市民後見人養成講座を実施していますが、成年後見人制度の認知度はまだまだ低い状況にあります。今後は制度の周知や人材の育成に努めます。

④包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネジャーとの連携を図り、総合相談からの引き継ぎや、支援困難ケースの相談、研修会等の開催により、ケアマネジメントの後方支援を行います。

【包括的・継続的ケアマネジメント事業の実施状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
連絡会（回）	3	0	1
個別相談（件）	31	36	35

【課題と今後の方針】

地域のケアマネジャーとの連絡会を定期的で開催し、資質の向上を図ると共に地域ケアシステムの構築につなげます。また、平成29年4月から実施予定の「介護予防・日常生活支援総合事業」へ円滑に移行できるよう、サービス事業所等と連携を図ります。

⑤地域ケア会議

担当職員を中心に、課題に応じて各関係機関が集まり、定期・不定期で開催しています。

【課題と今後の方針】

現在は支援困難ケースの問題解決のため、関係機関が集まり協議を行っていますが、今後は、地域包括ケアシステム構築のため、町内の課題を協議する場として機能拡大を図ります。

3 多様な生活支援サービスの確保や権利擁護

(1) 高齢者福祉サービスの推進

①軽度生活援助・生活管理指導事業

日常生活に一時的支障が発生した在宅で生活する高齢者について、介護保険の給付を受けられない場合、軽易な日常生活上の援助・生活管理指導等を行い、自立した生活の継続を容易にするため、ホームヘルパー等の派遣を行います。

【軽度生活援助・生活管理指導事業の実施状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
利用人数	9	8	7
利用時間	213	136	98

【課題と今後の方針】

利用者は少数であるが、制度の狭間の利用者を支援するため、今後も継続していきます。

②生活管理指導短期宿泊事業

日常生活に一時的支障が発生した在宅で生活する高齢者について、介護保険の給付を受けられない場合、要介護状態への進行を防止するため、施設において短期間の宿泊を通じ、生活習慣の指導及び体調調整を行います。

【生活管理指導短期宿泊事業の実施状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
利用人数	0	0	0
利用日数	0	0	0

【課題と今後の方針】

近年の利用実績は無かったが、制度の狭間の利用者を支援するため、今後も継続していきます。

③生きがい活動支援通所事業

日常生活に一時的支障が発生した在宅で生活する高齢者について、介護保険の給付を受けられない場合、自立的生活の助長、孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るため、施設において、日常生活訓練、趣味活動、その他のサービスを提供します。

【生きがい活動支援通所事業の実施状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
利用人数	1,629	2,309	1,959
実施回数	184	187	187

【課題と今後の方針】

実績は、正規サービスが提供できない離島地区でのものです。正規サービスの提供困難地域や、制度の狭間の利用者を支援するため、今後も継続していきます。

④緊急通報システム事業

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、緊急通報装置による緊急時の適格な救護体制をとるための事業を実施しています。

設置料金は無料、通話料は自己負担となっています。

【緊急通報システム事業の実施状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
設置件数	35	38	42

【課題等今後の方針】

携帯電話の普及により、固定電話回線を持たない家庭も増えてきており、従来型の機器が設置できないケースがありました。また、現在のペンダント型発信器は屋内でなければ親機が受信できません。今後は将来的に普及が予想される、屋外でも受発信が可能な携帯電話回線を利用する機器について、切り換えに向けた検討を進め、サービスの向上を目指します。

⑤除雪サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし、又は老人夫婦世帯を対象（非課税世帯）に、玄関前の除雪を実施しています。

【除雪サービス事業の実施状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
実施世帯数	74	77	90

【課題等今後の方針】

現在、サービスの供給に関しては高齢者事業団に頼っている状況にあります。今後、特にサービスが必要となる後期高齢・超高齢世代の急増に反比例し、60代の若年世代が減少していく傾向となるため、将来的な供給力確保に向けた検討を進めます。

⑥はいかい高齢者等SOSネットワーク事業

町内各関係機関、団体、民間法人等の協力でネットワークを構築し、はいかい高齢者が発生したとき、搜索協力や情報提供をお願いし、早期発見に努めます。

【協力事業所数】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
事業所数	18	18	27

【課題等今後の方針】

家族の遠慮等もあり通報が遅れる傾向が見受けられるため、情報発信を強化し、町民の理解を深める取り組みを行います。

（2）地域生活支援体制の整備

①在宅での自立生活の支援

地域支援事業の枠組みの中で実施していく事業と、本町が独自に実施していく事業との適切な組み合わせにより、高齢者の在宅での自立生活を確実に支援することができる体制づくり・仕組みづくりを検討します。

②家族への支援

家族が適切な介護方法により安心して在宅介護を継続することで、介護される高齢者本人の在宅生活も継続できるように、必要な支援を検討します。

③生活支援体制の整備

高齢者が介護保険サービスをはじめとする各種サービスを安心して利用できるようにするため、十分な情報提供・普及活動を行うとともに、高齢者の暮らしや健康についての全般的な相談や権利擁護、成年後見制度等の情報提供、利用支援を強化していきます。

④認知症に関する啓発・予防の推進

認知症の適切なケア体制確立の基本は、全ての人々が認知症に対する正しい知識を持ち、理解を深めることです。

認知症高齢者に対する適切な介護を提供するため、認知症高齢者の家族のみならず広く住民に対して啓発活動を推進していきます。

また、高齢化の進行に伴って認知症高齢者の増加が予想されることから、認知症に関する知識の普及・啓発、効果的な予防の取組など、予防を重視した取組についても推進していきます。

⑤地域のふれあい・交流の推進

高齢者が身近な地域での住民同士のふれあいを感じながら、長寿であることの喜びを実感し、今後もいきいきとした豊かな人生を送ることができるよう、老人クラブ活動への支援や各種敬老事業を実施していきます。

⑥生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者のニーズに応じた様々な分野の学習活動や文化活動などの機会を提供することで、高齢者の学びの意欲に応え、さらに学びの意欲を増進するための取組を推進していきます。

4 住まいの環境整備、医療との連携

(1) 高齢者の住み慣れた住環境の整備

高齢者が安心して住み慣れた自宅・地域での生活を継続することができるように、安全で安心して快適に暮らせる住環境整備への支援はじめ、公共施設のバリアフリー化や歩道の植樹樹の最適化等、物理的な障壁をなくす取組を進めていきます。

(2) 住み慣れた環境でのケア体制の充実

健康で安心・安全な生活を送るうえで、医療と介護が一体的に提供できる体制づくりが重要となります。現在の事業個々で相互に行っている事業提携の他、今後は、地域ケア会議等も活用し、医療と介護の連携を推進していきます。

第5章 高齢者施策の将来ビジョン

1 基本理念

高齢化が進展する中で、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予測されます。高齢期を迎えても、それぞれの方が、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境をつくとともに、互いに助けあい支えあう、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

一方で、要介護者が増加する中で、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、町民、事業者等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、着実に計画を推進していく必要があります。

これらの町の状況や介護保険制度改正の考え方を踏まえ、第5期羽幌町老人福祉計画・介護保険事業計画で「誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち」を目指し設定した、4つの基本理念を継承し、達成に向けて努力します。

基本理念

- ◎ すこやかな熟年期をすごすための介護予防の推進
- ◎ 在宅で自立を目指したサービス提供の推進
- ◎ 町民とともに育てる地域型活動の推進
- ◎ 生きがいとうるおいのある環境づくりの推進

2 目標を達成するための基本方針

高齢者がいつまでも健康で、役割や生きがいを持ち活躍できる環境づくりを推進するとともに、支援が必要な方を地域全体で支えていく地域包括ケアシステムの構築に着手に取り組み、目標・視点の実現を図るため、以下の基本方針を掲げ総合的に施策を推進します。

基本方針

- (1) 介護保険、高齢者福祉サービスの充実
- (2) 健康づくり・疾病予防の推進
- (3) 地域包括支援センターの機能充実と適正運営
- (4) 認知症高齢者等対策
- (5) 高齢者の権利擁護対策
- (6) 生きがいづくりの推進
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (8) 医療と介護の連携
- (9) 生活支援サービスの基盤整備の推進
- (10) 地域ケア会議の推進及び包括システムへの発展
- (11) 生活環境の整備

3 基本方針を達成するための展開

(1) 介護保険、高齢者福祉サービスの充実

高齢者が介護や支援を要する状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられるように、居宅サービスやさまざまな生活支援サービスや、居宅での生活が困難になった場合のために、特別養護老人ホームなどの介護保険施設の充実を図ることにより、高齢者の心身の状態や生活環境に即したサービスの提供を進めます。

①居宅（介護予防）サービス

介護保険法の要介護認定で要介護・要支援と認定された方を対象に、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成する介護（予防）サービス計画（ケアプラン）に基づいて提供される、訪問介護等の居宅サービスや、特別養護老人ホーム等の施設サービス、認知症対応型共同生活介護等の地域密着サービスの充実を図ります。

特に、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、第6期中28年度からのサービス提供を目標に、民設民営による施設整備を進めます。

今後サービス提供体制の検討整備が必要なもの

「小規模多機能型居宅介護」 利用者の状況や希望に応じて、通所を中心としながら、訪問や宿泊を組み合わせたサービスを提供するものです。

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」 訪問介護と訪問看護を連携させて、日中・夜間を通じて短時間の定期巡回訪問と通報による随時の訪問等を行うものです。

「夜間対応型訪問介護」 夜間に、ホームヘルパーが定期的な巡回や通報による随時の訪問を行い、排せつの介護や日常生活上の緊急時の対応などを行うものです。

「複合型サービス」 小規模多機能型居宅介護や訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて、介護と看護を一体的に提供し、医療ニーズの高い要介護者に対応するものです。

現在、医療と介護が連携したサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合サービスなど）については、新たな施設整備が必要であったり、人材不足等の理由もあり、提供できる体制が整備されおらず、最終的には入所系施設に頼ったサービス環境となっています。

今後、人材育成や事業者による整備を誘導しつつ、介護保険料の伸び率等も含め、サービス提供体制の整備検討を行っていきます。

②高齢者福祉サービス

介護保険制度の対象外の方についても、その身体状況から適切な介護予防により要介護状態となることを防ぐことを目標とした、サービスの充実に努めます。

また、正規の介護保険サービス提供が困難な離島地域においても、可能な限り同様なサービスの提供に努めるとともに、「移送サービス」の実施など、離島固有の環境に対応したサービスの充実に努めます。

(2) 健康づくり・疾病予防の推進

高齢者が健康でいきいきとした生活を送り、要介護状態にならないためには、疾病の早期発見、早期治療が重要となります。

①健康健診の実施と推進

特定健診を実施するとともに、受診率向上の取組を行い、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防や早期発見に努めます。

また、死亡原因として多い病気である「がん」の早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診や女性を対象に骨粗鬆症健診を実施します。

②健康教育による普及啓発

健康教育は健康づくりや疾病の予防について知識の普及を図ることにより、健康に対する意識の向上による、健康の保持増進を図ることを目標としています。

すこやか健康センターの調理室を活用した調理実習や、健康づくりに関する出前講座を実施するなど、長生きを楽しめる健康づくりについて普及啓発していきます。

③健康相談の実施と推進

健康相談は心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い健康管理を実践することを目的として、随時行っていきます。

④予防接種の実施と推進

死亡原因として多い、肺炎の予防を図るため予防接種法に基づき、高齢者肺炎球菌ワクチン及び高齢者インフルエンザワクチンの予防接種を実施し、疾病の発症や重傷化予防を図ります。

(3) 地域包括支援センターの機能充実と適正運営

高齢者保健福祉の総合窓口として、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、現在、すこやか健康センター内に「羽幌町地域包括支援センター」が設置されています。今後、増加する高齢者対応や地域包括ケアシステムの推進を図る中で、センターの役割に応じた人員体制の強化を業務量に応じて適切に配置します。

(4) 認知症高齢者等対策

認知症は高齢化の進行などの様々な要因により発症する疾病で、認知症の人はさらに増加していくことが見込まれています。このような中、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症に対する町民の理解を一層深めるための取組を進めるほか、本人とその家族を支援する相談支援体制の整備・強化を図ります。

①相談窓口機能の充実

地域包括支援センターでは支援が必要な方への総合的な相談対応を行うとともに、各種制度の申請受付を行っています。今後も、相談者の状況を的確に把握し、きめ細やかな相談対応や利用者が必要とする情報提供に努めていきます。

②認知症初期支援等の体制の充実

地域包括支援センターをはじめ、医療機関、介護サービス事業所などと相互に連携して、地域における認知症初期集中支援の体制整備に向けた検討を進めます。

③認知症サポーターの養成

地域の認知症に対する理解を深めるため「認知症サポーター」の養成に努めます。

(5) 高齢者の権利擁護対策

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で認知症になり、親族からの支援がなく問題を抱えている高齢者が増えていることから、認知症などの判断能力の低下が見られる場合は、適切な介護サービスの利用や金銭的管理などの権利擁護のために関係機関と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を図ります。

①成年後見制度の普及啓発

判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利を守るため、親族が家庭裁判所に申立を行い、選任された成年後見人等が、本人に代わって財産管理や施設の利用契約等の法律行為を行う「成年後見制度」について広報紙への掲載など、普及啓発に努めます。

②成年後見（市町村申立）制度利用支援事業

成年後見を申し立てる親族のいない高齢者に対しては、成年後見市町村長申し立てを実施するとともに、かかる経費の一部を助成します。

③成年後見制度利用支援事業

低所得者に対して、申立にかかる実費や後見人への報酬の一部を助成します。

④市民後見人制度の推進

「市民後見人」とは、決められた養成講座を受講した一般市民が後見人等となり、その人らしい生活が送れるように、本人に代わり必要な手続きや本人にとって不利益にならないようなお金の管理などを行います。

市民後見人の養成・育成を図るため、一般市民を対象とした市民後見人養成研修及びフォローアップ研修を実施するとともに、研修修了後も安心して活動を続けられるよう、相談・助言等を行います。

⑤日常生活自立支援事業

成年後見制度を利用するほど判断能力は低下していないが、介護や福祉サービスの手続き方法が分からない、あるいは、金銭管理等に不安のある市民については、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業によって、日常生活を支援します。

(6) 生きがいづくりの推進

高齢期を生きがいを持って生活することが、健康を保持していくためにも重要です。このため、今後とも高齢者の生きがい・仲間づくりを推進していくとともに地域で気軽に通える場の提供を行う必要があります。

①老人クラブへの活動支援

高齢者同士の交流や生きがいの推進、地域活動への参加を促すべく、各種活動に取り組む町内の各老人クラブの活動に対して支援を行います。

②福祉バス・循環バス（ほっと号）の運行

老人クラブや高齢者福祉の増進に寄与する活動等のために、福祉バスを運行します。

また、高齢者等の通院や買い物等を支援し、社会参加の機会の促進を図るため、町内循環バスを運行します。

③老人憩いの家・老人福祉センター

老人憩いの家や老人福祉センターを設置し、レクリエーションなどを通じて交流の場を提供します。

④高齢者事業団

高齢者の知識と経験を生かし、高齢者の自立を図り、社会的・経済的地位の向上を目指すと共に、その能力を生かした活力ある地域社会づくりに貢献する機会の確保を図るため、高齢者事業団の活動に対して支援を行います。

⑤出前講座の開催

生涯学習の一環として実施する出前講座を活用し、自己充実や生きがいづくりを支援するとともに高齢者の多様な学習ニーズに対応する機会を提供します。

⑥趣味やスポーツ、特技を生かした活動

サークルへ的高齢者の参加促進や、体力づくりの機会の提供を推進し、教養の向上や健康の増進を促します。

(7) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

①介護予防・日常生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、これまでの事業を移行及び見直しのうえ効果的かつ効率的に、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、高齢者を支援する介護保険制度改正による新しい事業（地域支援事業）です。実施については、平成27年4月1日施行となっていますが、円滑な移行のための準備期間が必要なこと等を踏まえ、羽幌町においては、その実施を平成29年4月1日からの移行予定としています。

移行後は、予防給付事業のうち訪問介護、通所介護について、既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティア等、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する事業となります。

移行にあたっては、サービス提供体制の構築が必要となるため、基準緩和の内容の検討や、介護事業所やボランティア団体等の多様な提供体制による受け皿を確保していくなど、十分な準備が必要となります。

なお、移行までの間は、現在ご利用の各サービスについてはこれまでどおり利用することができます。

②一般介護予防事業の推進

健康寿命を延ばし、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活し続けることができることを目指し、様々な機会をとらえ介護予防に関する普及啓発や町民の自主的活動への支援を行います。

(8) 医療と介護の連携

75歳以上の高齢者は、「医療機関を受診する人が多い」、「疾病のり患率が高い」、「要介護の出現率、認知症の有病率が高い」等の特徴があり、医療と介護の両方を必要としていることから、医療と介護のさらなる連携が必要となっています。

高齢者が疾病を抱えても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、関係機関が連携し、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、地域包括支援センターを中心に協議の場を持つなど、医療との関係づくりを推進し、医療と介護の連携に向けた各種取組みを検討していきます。

(9) 生活支援サービスの基盤整備の推進

町と社会福祉協議会が連携し、元気な高齢者をはじめ幅広い世代の地域活動への参加意欲の掘り起こしを図り、地域活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、新たな地域人材の発掘・育成を推進します。

さらには、町民がボランティア活動へ参加する機会の提供や、ボランティアの育成に取り組む社会福祉協議会の運営を支援します。

(10) 地域ケア会議の推進及び包括システムへの発展

地域包括支援センターを中心に、他職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のため、実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するため、代表者レベルの地域ケア会議を開催します。

また、この地域ケア会議を核とした拡張整備により、地域包括システムの構築を図ります。

(11) 生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、安心して生活できる環境の整備が必要です。特にひとり暮らし高齢者などには大きな負担となっている、冬期間の除雪に対する支援や、高齢者が安心して暮らし続けることができる住環境を目指し、さらには、災害時における高齢者の避難支援の強化を図ります。

①冬期間の生活環境の整備

除雪労力の確保が困難な世帯に対し、日常生活の維持と事故防止のため、避難経路（玄関口）の確保を行います。

②災害時における避難支援

災害の発生に備えて、自力避難が困難な高齢者が災害時に迅速な避難ができるよう、避難支援体制の強化の一環として、避難行動要支援者支援制度の対象者名簿の作成や関係機関等との情報共有、制度の普及啓発、地域の自主的な取組を促進します。

③福祉避難所の確保

災害発生時に、一般避難所では生活が困難な要介護度の高い施設入所者へ対応するため、留萌管内の介護施設と相互の協定を検討します。

④住まいの確保

高齢者に配慮した設計の公営住宅の整備など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域生活の基盤となる住まいの整備に努めます。

⑤生活環境の整備

手すりの取り付けなどの小規模な住宅改修を行った場合の住宅改修費助成や、福祉用具の紹介など、高齢者の身体状況に合わせた生活環境を構築するため、必要に応じて地域包括支援センターなどにより相談を実施し、高齢者が要介護状態となることの予防や重度化の防止を図ります。

4 日常生活圏域の設定

羽幌町は留萌管内の中心に位置し、南は苫前町、北は初山別村及び遠別町、東は天塩山地を隔てて幌加内町、西は日本海に面しており、海上24kmに日本最北の国立公園（暑寒別天売焼尻国立公園）に指定されている天売島、焼尻島を有している自然豊かな都市です。

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、町内を3つ（市街・天売・焼尻）の日常生活圏域として設定します。

第6章 介護保険事業の推進

1 介護保険サービスと見込み

(1) 介護給付事業

①居宅サービスの利用見込み

第6期計画期間及び平成32年度、平成37年度における居宅サービスの利用者数については、要介護認定者の増加等を勘案し、次のように見込みます。

おおむね全てのサービスを増加傾向として算出していますが、短期入所生活介護に関しては町内施設の受容力を勘案し、頭打ちの見込みとしています。将来的に要介護者が推計どおりに増加した場合、一人あたりの利用日数が長期化することも想定されるため、利用できる実人数は低下していくと算出しました。要介護度悪化を抑制する予防事業を行った上で、代替えとして、将来的に施設と居宅との中間施設整備が必要か否かを検討しなければなりません。

いずれのサービスも要介護者が安心して在宅生活を維持するための重要なサービスであり、人材の確保、サービスの質の向上を図っていく必要があります。

□ 居宅サービス

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	回/月	1,654.6	1,911.9	2,026.5	2,454.8	3,045.4
	人/月	89	105	104	123	132
訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
訪問看護	回/月	197.1	207.0	215.1	279.8	350.3
	人/月	36	35	33	39	40
訪問リハビリテーション	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	人/月	11	13	14	16	18
通所介護	回/月	954.9	1,056.3	1,144.4	1,178.3	1,237.8
	人/月	133	150	165	188	209
通所リハビリテーション	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	日/月	335.0	351.2	357.9	353.8	363.4
	人/月	28	26	25	21	16
短期入所療養介護 (老健)	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (病院等)	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	88	103	116	167	177
特定福祉用具購入費	人/月	3	3	4	6	7
住宅改修費	人/月	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人/月	14	15	17	21	23
居宅介護支援	人/月	160	188	205	222	270

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

②地域密着型サービスの利用見込み

第6期計画期間及び平成32年度、平成37年度における地域密着型サービスの利用者数については、次のように見込みます。

日常生活圏域ニーズ調査により、認知機能障害を有する方が多数潜在的に存在することが確認されました。今後の要介護者数の増加等も勘案し、認知症対応型共同生活介護に関して、平成28年度から新たに2ユニット18室の整備を進め、サービスの提供を始める予定であるため、利用見込みも大きく増加しています。

□地域密着型サービス

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人/月	24	37	47	50	58
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0	0
複合型サービス	人/月	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護 (仮称)	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

③施設サービスの利用見込み

第6期計画期間及び平成32年度、平成37年度における施設サービスの利用者数については、次のように見込みます。

現在、本町における施設整備については、一定状態で充足しているの見込まれ、今期計画期間内については、現状を維持しつつ対応していきます。

□施設サービス

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設	人/月	111	111	111	132	138
介護老人保健施設	人/月	9	9	9	10	10
介護療養型医療施設	人/月	4	4	4	4	4

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

(2) 予防給付事業

①介護予防サービス

第6期計画期間及び平成32年度、平成37年度における予防給付サービスの利用者数については、高齢者人口及び利用者の増加に伴うサービス量の増加を勘案し、次のように見込みます。

□介護予防サービス

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問介護	人/月	56	58	—	—	—
介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	22.9	26.7	28.6	35.5	39.3
	人/月	6	7	7	8	9
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人/月	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	人/月	69	67	—	—	—
介護予防通所リハビリテーション	人/月	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	日/月	20.8	22.7	27.1	28.6	39.2
	人/月	3	3	3	3	3
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	34	34	35	32	33
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	2	2	2	3	4
介護予防住宅改修	人/月	1	1	1	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0
介護予防支援	人/月	102	79	53	53	53

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

②地域密着型介護予防サービス

第6期計画期間及び平成32年度、平成37年度における地域密着型介護予防サービスの利用者数については、高齢者人口及び利用者の増加に伴うサービス量の増加を勘案し、次のように見込みます。

□地域密着型介護予防サービス

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	2	7	9	11	11
介護予防地域密着型通所介護(仮称)	人/月	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

(3) 介護保険サービス事業費の給付見込み

①介護給付事業費

第6期計画期間及び平成32年度、平成37年度における介護給付事業費の見込みは次のとおりとなっています。

□居宅サービス

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	65,614	69,333	70,575	87,158	109,738
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	14,911	15,659	16,269	20,887	25,977
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	872	966	1,086	1,168	1,339
通所介護	70,390	77,686	84,730	86,888	94,719
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	32,606	33,946	34,131	33,829	34,714
短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	14,282	16,605	17,916	26,551	27,620
特定福祉用具購入費	754	1,018	1,517	2,265	2,744
住宅改修費	3,315	6,213	5,962	8,181	10,030
特定施設入居者生活介護	30,528	33,874	38,673	47,760	52,248
居宅介護支援	26,737	29,276	32,007	38,834	40,374
計	260,009	284,576	302,866	353,521	399,503

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

□地域密着型サービス

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	67,856	109,110	144,520	154,087	179,186
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
複合型サービス	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護（仮称）	0	0	0	0	0
計	67,856	109,110	144,520	154,087	179,186

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

□施設サービス

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設	306,846	306,253	306,253	367,040	383,934
介護老人保健施設	26,517	26,466	26,466	29,277	29,277
介護療養型医療施設	19,749	19,711	19,711	19,711	19,711
計	353,112	352,430	352,430	416,028	432,922

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護給付費合計	680,977	746,116	799,816	923,636	1,011,611

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

②予防給付費

第6期計画期間及び平成32年度、平成37年度における予防給付費の見込みは次のとおりとなっています。

□介護予防サービス

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問介護	12,452	12,480	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,748	2,036	2,096	2,575	2,852
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	24,388	24,562	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	1,104	1,162	1,386	1,514	2,073
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,526	1,527	1,545	1,415	1,441
特定介護予防福祉用具購入費	1,384	1,393	1,421	2,092	2,535
介護予防住宅改修	3,081	3,354	2,964	3,295	4,944
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	5,107	3,955	2,634	2,630	2,653
計	50,790	50,469	12,046	13,521	16,498

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

□地域密着型介護予防サービス

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	4,684	16,363	21,039	25,714	25,714
介護予防地域密着型通所介護(仮称)		0	0	0	0
計	4,684	16,363	21,039	25,714	25,714

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防給付費合計	55,474	66,832	33,085	39,235	42,212

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

③標準給付費

第6期計画期間及び平成32年度、平成37年度における標準給付費の見込みは次のとおりとなっています。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	734,824	810,172	830,107	959,662	1,050,209
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	56,257	51,143	50,472	47,624	44,855
高額介護サービス費等給付額	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
算定対象審査支払手数料	810	810	810	810	810
合 計	807,991	878,225	897,489	1,024,196	1,111,974

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

④地域支援事業費

第6期計画期間及び平成32年度、平成37年度における地域支援事業費の見込みは次のとおりとなっています。

当町では、予防給付対象サービスのうち、平成29年度より訪問介護及び通所介護が本事業に移行となることから、事業費の見込みも大きく増加しています。

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護・要支援状態となった場合においても、できる限り地域において自立した生活を送れるよう支援することであり、介護保険の重要な施策として取り組んでいるものです。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	6,800	6,800	52,000	53,472	56,125
包括的支援事業・任意事業費	11,000	11,100	11,200	11,500	12,100
合 計	17,800	17,900	63,200	64,972	68,225

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

2 介護保険料の算定

(1) 第1号被保険者の保険料基準額の算出

(単位：円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
標準給付費見込額 A	807,991,875	878,225,597	897,489,662	2,583,707,134
地域支援事業費 B	17,800,000	17,900,000	63,200,000	98,900,000
合計 C = A + B	825,791,875	896,125,597	960,689,662	2,682,607,134
第1号被保険者負担分相当額 D = C × 22%	181,674,213	197,147,631	211,351,726	590,173,570
調整交付割合 E	9.30%	9.25%	9.13%	
調整交付金見込額 F = A × E	75,143,000	81,236,000	81,941,000	238,320,000
(調整交付金相当額 G = A × 5%)	(40,399,594)	(43,911,280)	(44,874,483)	(129,185,357)
(調整交付金額 H = F - G)	(34,743,406)	(37,324,720)	(37,066,517)	(109,134,643)
準備基金取崩額 I				6,400,000
財政安定化基金取崩による交付額 J				0
保険料収納必要額 K = D - H - I - J				474,638,926
予定保険料収納率				98.00%
補正後被保険者数	2,726人	2,730人	2,730人	8,186人
保険料の基準額				
保険料月額				4,930
保険料年額				59,100

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

(2) 第1号被保険者の保険料基準額

第6期における第1号被験者の介護保険料の基準額を算出しました

保険料基準額 (月額)	4,930円
(年額)	59,100円

参考：将来、このまま推計どおりに要介護者(給付費)が増加した場合の保険料基準額

平成32年度

保険料基準額 (月額)	6,315円
(年額)	75,700円

平成37年度

保険料基準額 (月額)	7,760円
(年額)	93,100円

(3) 所得段階

第6期より9段階の設定となります。

各所得段階の保険料は次のとおりです。

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	○生活保護受給者	×0.5 ↓ ×0.45	29,500円
	○老齢年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方		26,500円 ※H27からの負担軽減策による
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円以下で、第1段階に該当しない方	×0.75	44,300円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、第1段階にも第2段階にも該当しない方	×0.75	44,300円
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	×0.9	53,100円
第5段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超の方	×1.0	59,100円
第6段階	○合計所得金額が120万円未満で、第1段階から第5段階に該当しない方	×1.2	70,900円
第7段階	○合計所得金額が190万円未満で、第1段階から第6段階に該当しない方	×1.3	76,800円
第8段階	○合計所得金額が290万円未満で、第1段階から第7段階に該当しない方	×1.5	88,600円
第9段階	○第1段階から第8段階までのいずれにも該当しない方	×1.7	100,400円

第7章 計画推進のために

1 適切な事業運営

(1) 保険料の適切な賦課・徴収

被保険者の方々に保険料を公平に納付していただくことは、適切な制度運営のために極めて重要です。このため、あらゆる機会を通じて制度の周知を図り、保険料納付の必要性について理解の促進に努めます。

(2) 介護給付等に要する費用の適正化事業推進

提供されるサービスがそれぞれの利用者の能力に応じた自立を支援するものとなっているか、また事業者による不正・不適切なサービス提供が行われていないかなどといった観点から、保険給付の適正化のため、第6期中において「縦覧点検」や「医療情報との突合」等の適正化事業を実施します。

2 計画の推進方策

(1) 庁内関係部署の連携

庁内の関係部署と幅広く連携をとり、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 保険・医療・福祉の連携

本計画の目標達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者、その家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくためには、介護保険制度だけでなく、それ以外の保険・医療・福祉分野との連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。

また、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取り組みを充実するとともに、生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取り組みを進めます。

以上これらを、北海道、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携を図りながら進めます。

(3) 地域関係機関との連携

地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめとし、民生委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化するなかで、本計画の推進を図っていきます。

(4) 町民との協働

本計画に位置づけられた保健福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、あらゆる町民が参画する住民による福祉活動等の取り組みも必要となります。地域の特性を生かした福祉の輪が広がるよう、地域福祉を推進し、町民が主体的に活動に取り組めるよう、様々な情報を提供していくとともに、町民との協力関係を築いていきます。

3 計画の進行管理

(1) 高齢者保健福祉計画の進行管理

高齢者保健福祉計画の進行管理に関しては、その実施状況の把握や点検を行い、これを「地域包括支援センター運営協議会」に報告を行っていくことなどにより、進行管理を図ります。

(2) 第6期介護保険事業計画の点検と評価

介護保険事業計画の進捗状況の点検と評価については、「介護保険事業計画審議会」及び「地域包括支援センター運営協議会」、「地域密着型サービス運営協議会」において、事業計画期間を通して総合的な進捗状況の把握と評価を行います。

《資料》 計画策定の経過等

策定経過

期 日	内 容
平成26年8月6日	アンケート調査（ニーズ調査）の実施。施設入所者等を除く2,776件（8月18日まで） 回答数1,869件（回答率67.3%）
平成26年12月1日	ニーズ調査結果（「第6期羽幌町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係るニーズ調査報告書」「羽幌町日常生活圏域ニーズ調査集計報告書」）の公表
平成26年12月4日	議会（文教厚生常任委員会）へ制度改正の概要やニーズ調査の分析結果、見通し等について報告。
平成27年1月29日	第1回羽幌町介護保険事業計画審議会開催、計画策定に係る事前協議、意見交換等を実施。
平成27年2月18日	議会（文教厚生常任委員会）へ計画案の概要について報告。
平成27年2月20日	第2回羽幌町介護保険事業計画審議会を開催、計画案の最終審議を行い、町長へ答申。
平成27年3月11日	介護保険条例の一部改正議案の議決（3月定例会）

羽幌町介護保険事業計画審議会委員（敬称略）

加 藤 隆 一
 米 山 一 夫
 福 井 俊 之
 江 幡 昭
 小笠原 笑 子
 中 野 敏 晴
 木 村 よし子
 後 藤 英 文
 古 跡 ミヨ子
 浮 田 香代子
 中 山 律 子
 万 谷 美喜子

第6期羽幌町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(平成27年度～平成29年度)

発行年月：平成27年3月

編集・発行：羽幌町

〒078-4106

羽幌町南6条3丁目

羽幌町すこやか健康センター

電話番号 0164-62-6020
